

日常生活支援住居施設における 生活保護受給者の支援の在り方について (素案)

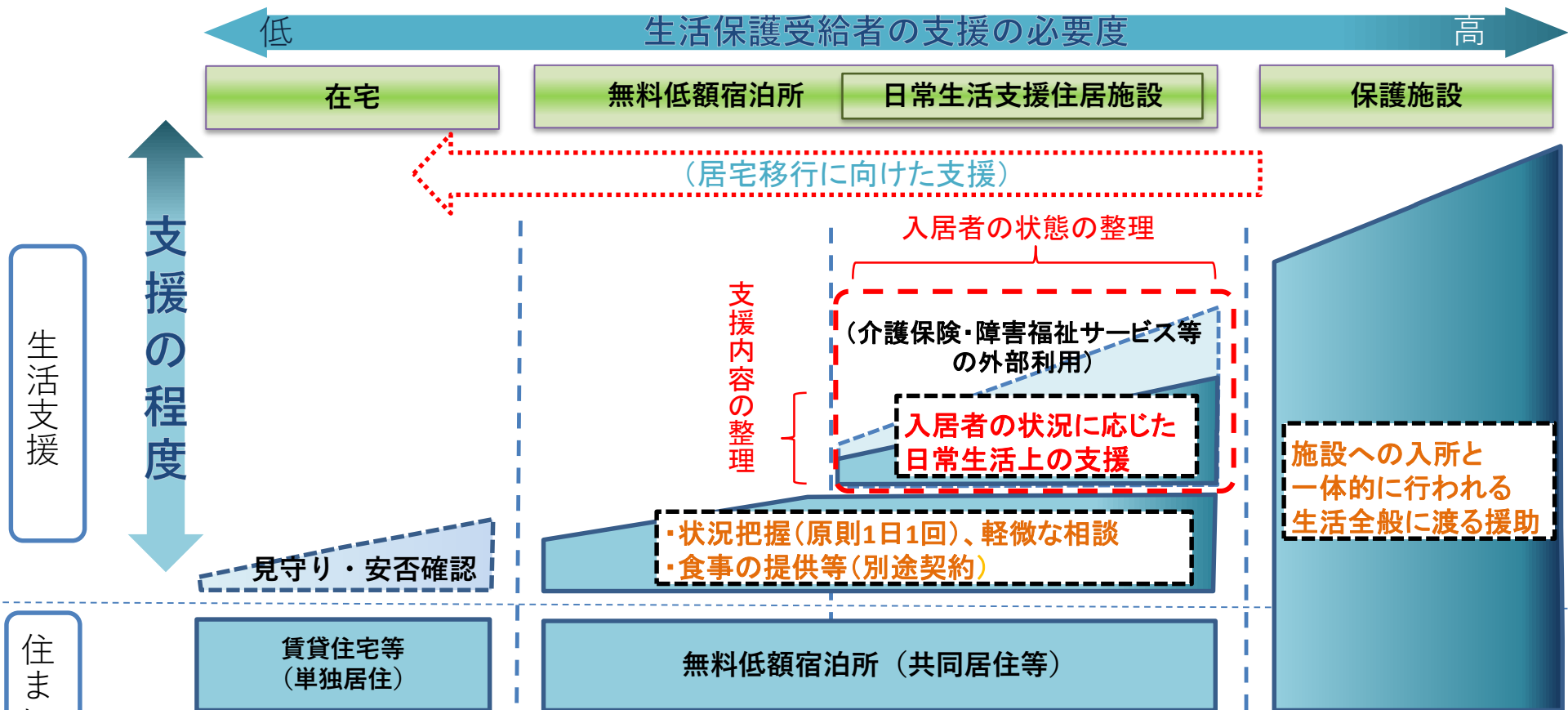
＜前回(第11回)意見を踏まえた修正版＞

【整理事項】

1. 日常生活支援住居施設における支援対象者について
2. 日常生活支援住居施設における支援内容
3. 日常生活支援住居施設の要件
4. 日常生活支援住居施設への委託費について
5. 制度の円滑な施行に向けた措置(委託等スケジュール)
6. 制度の施行状況の検証等

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけの整理 (案)

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- それら生活上の支援については、認知症や障害者のグループホームや有料老人ホーム等のほか、一般の住宅に住みながら利用可能な福祉サービス等を活用を図るなど、様々な形態によって提供されている。
- 日常生活支援住居施設については、利用可能な福祉サービスを活用しても居宅では日常生活を営むことが困難であるが、社会福祉施設等に入所の対象とはならない者が、必要な支援を受けながら生活を送る場の一つの形態として位置づけられる。
- 日常生活支援住居施設は、入居者に対して、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におきつつ、施設内での安定的な生活を維持することも含め、本人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うものとする。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

1. 日常生活支援住居施設の支援対象者について

基本的定義

○ 日常生活支援住居施設における支援対象者は、法律上の規定から、「生活歴、職歴、居住歴及び現在の生活状況等から、居宅においては日常生活を営むことが困難であり、日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援が必要であると総合的に判断される者」として定義される。

○生活保護法

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。(略))若しくはその他の適当な施設に入所させ、もしくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

支援対象者の判断基準の考え方

○ 日常生活支援住居施設の対象者の判断に関しては、現行通知(次頁参照)の考え方に基づき、
・生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等の生活能力
・他の利用しうる社会資源
の状況を踏まえて、居宅において日常生活を営むことが困難であるかどうか、本人の生活を維持する上で、日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援が必要か否かによって判断することを基本としてはどうか。

→ 他のサービス等を利用して居宅生活が可能な者や、保護施設その他の社会福祉施設の利用が適当な者については、それぞれ居宅での保護適用、保護施設その他の社会福祉施設等の利用を図る。

<参考> 現行の取扱い(居宅においては日常生活を営むことが困難と認められる場合)

○ホームレスに対する生活保護の適用について(H15.7.31保護課長通知)

2 基本方針の留意点

(1)ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意すること。

○ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(S38.4.1保護課長通知)

・ 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

※ 保護開始時に住居のない者について、敷金を支給する場合の判断基準に関する問答

○別冊問答集(「生活保護問答集について」H21.3.31保護課長事務連絡)

問7-107 局第7の4(1)キ(注:敷金等を支給する場合)の「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を示されたい。

(答)以下のような点について判断することとなるが、**これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものではないことに留意すること。**

なお、当該視点については、施設退所時においても同様に判断の視点となるものである。

- 1.面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況
- 2.基本的項目
 - (1)金銭管理
 - ア 計画的な金銭の消費ができるか
 - (2)健康管理
 - ア 病気に対し、きちんと療養することができるか
 - イ 服薬管理ができるか
 - ウ 規則正しい生活を送る習慣が身についているか
 - エ 栄養バランスを考慮した食事をとることができるか
 - オ 病気療養のために断酒をすることができるか
 - (3)家事、家庭管理
 - ア 食事の支度ができるか
 - イ 部屋を掃除、整理整頓できるか
 - ウ 洗濯ができるか
 - (4)安全管理
 - ア 火の元の管理ができるか
 - イ 戸締まりができるか
 - (5)身だしなみ
 - ア 外出時等きちんとした身なりをしているか
 - イ 定期的に入浴する習慣が身についているか
 - (6)対人関係
 - ア 人とのコミュニケーションが図れるか
 - イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか

【現状と課題】

- 日常生活上の支援を委託する者については、公費によって支援に係る費用を支出するものであるため、当該支援(委託)を必要とする者について一定の範囲を設定する必要がある。
- 一方で、居宅において日常生活を送ることができるかどうかの判断要素は複合的であり、一律の基準等を設けることは困難ではないか。
また、これまでも無料低額宿泊所においては、様々な課題を抱える者を受け入れていたことを踏まえると、委託の対象範囲について厳密な基準を設けると、制度の狭間にある者について支援の対象から外れてしまう恐れもあるのではないか。

【対応の考え方】 ○ 日常生活支援施設への入居については、福祉事務所が、①本人が抱える課題や生活能力等の状態、②介護サービスや障害福祉サービスなど利用可能な他の社会資源や、支援の有無など家族等の関係性等の状況を踏まえて、委託の必要性について総合的に判断した上で、③本人の意向を確認し、決定することとしてはどうか。(6頁(案)参照)

※ 日常生活支援住居施設へ入居後に、委託の継続について検討する場合も同様。

- 上記のうち、本人の生活能力に関して、日常生活上の支援の必要な状態であるか福祉事務所が判断をする際の材料とするため、
 - ① 判断する際の視点や対象者の状態像の例(8頁(案)参照)を示すとともに、
 - ② 本人の生活能力を測る上で、現在、中京大学辻井先生が研究開発中である本人の生活能力(適応行動尺度)を判定するシステムを参照できることとしてはどうか。

【現状と課題】

- 福祉事務所では、住居のない方から生活保護の申請があった時点で、まずは面接時に把握できる本人の状況や意向を踏まえて、居宅生活が可能か、無料低額宿泊所又は日常生活支援住居施設への入居か、保護施設等の入所が適当かどうか判断することとなる。
- しかしながら、保護申請時の面談のみでは十分な状況把握に基づいた判断を行うことが困難な場合も多いのではないか。
- また、施設に直接申込等がある場合も想定されるため、その場合の判断手順等も整理が必要ではないか。

【対応の考え方】

- 生活保護申請時の面談等の状況で、支援の必要性について判断できない場合等について、これまで地域の実情に応じて保護施設等への一時入所措置や、無料低額宿泊所の活用等により対応されているが、それらに加え、支援の必要性を判断するための期間中、日常生活支援住居施設の活用等も可能とし、当該期間中の利用については委託事務費の支給対象とすることとしてはどうか。
- 一旦、日常生活支援住居施設に入居(委託)した者について、入居後1～3か月の期間内に、福祉事務所が、入居先での生活状況等を踏まえつつ、本人の状況や意向を確認し、委託の必要性を再判定することとしてはどうか。
- 上記の再判定より委託の必要性が認められなかった場合は、期限を設けて居宅移行等への支援を行うこととし、当該期限までの間は委託費の支給対象としてはどうか。
- また、利用希望者や関係機関等から日常生活支援施設に直接入居申込があった場合においては、原則、入居前(※)に福祉事務所に連絡することとして、福祉事務所は、通常の場合と同様に、その時点において居宅生活が可能か等の判断を行うこととしてはどうか。

※土日・夜間等で緊急やむを得ない場合は、入居後速やかに連絡

- 上記の手続を踏まえることを前提に日常生活支援住居施設に入居する生活保護受給者は原則委託の対象とすることとしてはどうか。

委託の判断決定等

○ 日常生活支援住居施設の入居については、福祉事務所が、①本人が抱える課題や生活能力等の状態、②介護サービスや障害福祉サービスなど利用可能な他の社会資源や、支援の有無など家族等の関係性等の状況を踏まえて、委託の必要性について総合的に判断した上で、③本人の意向を確認し、決定することとしてはどうか。

判断要素

本人の状態

現在の生活状況、本人が抱える課題、居宅生活を営む能力等から、日常生活上の支援の必要性の有無、支援の必要性があるとすれば、どの程度の支援が必要なのか検討

現状と住居等喪失の経緯

現在の生活状況や、現状に至るまでの経緯、過去の居住歴・生活状況等を把握

路上等生活

刑務所出所
矯正施設退所

病院退院

アパート退居

施設等退所

社員寮退居

本人が抱える課題

住居喪失等に至った要因や、今後生活を営む上で、本人が抱える課題を把握

障害・精神疾患

要介護・認知

アディクション

病気

DV・家族問題

借金

居宅生活を営むための能力等

居宅において生活する上での基本的な項目について、本人の能力等で行うことが可能かどうかを把握

炊事・洗濯

コミュニケーション

服薬・健康

戸籍・住民票

金銭管理

携帯電話

社会資源等の状況

介護サービスや障害福祉サービスなど利用可能な他の社会資源の状況を踏まえて、居宅での生活が可能か、日常生活支援住居施設が必要か、社会福祉施設への入所が適当か検討

本人の意向

本人がどのような居住形態や支援内容を希望するか確認

入居先の決定

上記の要素を総合的に勘案し、居宅での生活が可能か、日常生活支援住居施設への委託が必要か、社会福祉施設への入所が必要かどうか判断
利用可能な施設等について本人に提示し入居先の決定

住居がない者に対する支援の実施の流れ(例)

| 時期の 目安(※) | 保護申請(初回面接) | ～1か月 | ～3か月 | ～6か月 | ～1年 |
|-------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| | 初期対応 (フェーズ0) | 状態等の確認 (フェーズ1) | 支援方針の決定 (フェーズ2) | 必要な支援の実施 (フェーズ3) | 支援実施・見直し (フェーズ4) |
| 福祉事務所での支援内容等 | ・生活歴や現在の生活状況、家族関係、資産や収入など 保護の要否を判断するための状況確認 | ・必要な調査等を経て 保護の決定(～原則14日以内) ・本人の生活能力、生活歴等の詳細把握、本人の意向確認など、 援助方針の策定のための状況把握 | ・本人の自立支援を目的とした 援助方針の策定 ・必要に応じた 関係機関との調整 ※ 要介護認定、障害者手帳の取得など他法の制度活用支援含む | ・ 援助方針に基づく支援 ・関係機関との連携した支援 | ・引き続き、援助方針に基づく支援 ・これまでの支援の状況踏まえた 援助方針の見直し |
| 居所の確保支援 | ・上記の状況を踏まえて緊急受入先としての居所の確保 | ・ 居所の確保 (入居先での生活の安定) | ・本人の状態等に応じた居所への移行 | ・本人の状態等に応じた適切な居所の確保 | ・入所の継続の可否等の検討 |
| 主に想定される居所 | | ・保護施設 ・日常生活支援住居施設 ・無料低額宿泊所 ・その他、緊急利用も想定される他法施設 (養護老人ホーム、シェルター、婦人保護施設など) ・ 一般住宅 ※ 直ちに居宅生活・居宅確保が可能な場合 | <左記に加え> ・一般住宅 ※ 生活能力等の課題が少ない者など | <左記に加え> ・一般住宅 ※ 介護・障害の在宅サービス等を活用すれば居宅生活が可能な者など ・介護保険施設 ・認知症グループホーム ・障害者施設 ・障害者グループホーム ・サ高住、有料老人ホーム、福祉ホーム | |
| 日常生活支援住居施設を利用する場合 | (施設側に直接入居の相談があった場合には、原則として入居前に福祉事務所に情報提供) | ・福祉事務所は、本人との面談や施設側からの聴き取り等により状態像を確認し、日常生活支援の委託が必要か再判定 ※ 委託必要性を判断する際、必要に応じて地域包括支援センター、障害者相談支援センター等の相談支援機関、その他の専門機関等の助言を受けることも推奨 | | ・居宅での生活が可能(委託の必要性がない)と判断した場合、一定期間内に居宅移行に向けた支援を実施 | ・少なくとも入居期間1年毎に、施設での支援状況を踏まえて、委託の必要性について再検討 |

※ 時期の区分については、一般的な流れとしての目安であり、個別のケースによって対応時期が異なる場合があることに留意。

本人の状態像の例

・判断の視点や状態像の例であって、以下の全ての項目を満たすことを要件に委託の対象とするものではないことに留意。
 ・下記の状態像に該当した場合でも、他のサービス活用等を図ることによって居宅で生活が可能の場合については、居宅保護を優先

| 項目 | 視点 | 状態像の例 | | | | |
|--------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------|
| | | 生活全般に渡る支援 | 本人者の状態に応じた生活支援 | 状況確認・必要に応じた相談助言 | 定期的な確認・見守り等の支援 | 日常生活自立 |
| 金銭管理 | 収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。 | 金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。 | 家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。 | 家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。 | 家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足りなくなることが時々ある。 | 残金等を意識して買い物等ができる。 |
| 健康管理・衛生管理 | 疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができるか。 | 病識等がなく、治療の必要性について理解していない。 | 服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。 | 服薬を忘れてたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。 | 治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。 | 特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。 |
| | アルコール等への依存があるか。 | 依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。 | 依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。 | 断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。 | 依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができている。 | 依存症の傾向は見られない。 |
| | 入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。 | 入浴や着替えについて介助等が必要 | 衛生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。 | 衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。 | 衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。 | 特段の問題は見受けられない。 |
| 炊事洗濯等 | 食事の支度が自分自身でできるか。 | 食事行為そのものについて介助等が必要。 | 自分自身では食事の支度等が困難。 | 市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。 | 総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。 | 自分自身で調理等ができる。 |
| | 掃除・洗濯が自分自身でできるか。 | 掃除・洗濯等が自分自身ではできない。 | 具体的な指示や部分的な支援があればできる。 | 掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。 | 基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。 | 自分自身で掃除や洗濯ができる。 |
| 安全管理 | 火気等の管理など安全管理ができるか。 | 火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。 | 火気の取扱いの制限など、一定の管理が必要。 | 機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。 | 能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。 | 特段の問題は見受けられない。 |
| 理解・コミュニケーション | 生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。 | 理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。 | 理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。 | 十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。 | 日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要 | 理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。 |
| | 周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。 | 他者とのコミュニケーションを図ることが困難。 | コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。 | 他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。 | コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要 | 生活を送る上での大きな支障は見受けられない。 |

2. 日常生活支援住居施設における支援内容について

基本的考え方

- 日常生活支援住居施設における支援は、居宅での日常生活が困難な場合に、生活の維持や向上等を図るための支援を行うものと考えられる。
- ただし、生活費にあたる生活扶助とは別に支援のための委託費を支出するものであることから、単に食事を提供するなど、本来、生活扶助で賄われる生活上の便宜を供与するだけでなく、**本人の生活課題に応じた専門的個別的支援を行うこと**としてはどうか。

※ 障害に関する支援は、障害福祉サービスにより、高齢による介護に関しては、介護保険サービス(介護扶助)により提供されるべきものであることから、日常生活支援住居施設において直接提供を行うことは想定しない。(介護等の必要があれば、それぞれ外部サービスとしてホームヘルプサービスやデイサービス等を活用)

支援内容の定義

【現状と課題】

- 日常生活支援住居施設においては、本人の生活課題に応じた支援が行われることを求める観点から、**利用者ごとに個別支援計画の策定を必須**としてはどうか。
- 日常生活支援住居施設で行われる支援は、「**日常生活上の支援を行う体制を確保した上で、必要に応じて食事の提供などの日常生活上の便宜を供与するとともに、個人毎に策定する支援計画に基づいて、入居者がその能力等に応じた自立した日常生活を営むことができるよう家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援、関係機関との調整その他の必要な支援を行うもの**」としてはどうか。

【個別支援計画の策定】

- ① 本人の能力、置かれている環境等、生活全般の評価等を通じて、入居者が希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、本人の不安の解消や生活する上での意欲の向上を含め、入居者がその能力等に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
- ② アセスメント及び支援内容の検討に基づき、入居者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援を行う上での目標及びその達成時期、支援を行う上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成
 - ※ その際に、日常生活支援住居施設以外が提供する保健医療福祉サービスとの連携も含めて計画の原案に位置づけ
- ③ 計画原案については、福祉事務所の担当ケースワーカーと協議することとする。
- ④ 計画の原案について、入居者本人に説明し、文書により同意を得た上で、計画を策定。本人にも計画を交付する。
- ⑤ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6か月に1回は個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- ⑥ 計画の見直し時に際しては、担当ケースワーカーにこれまでのモニタリングの状況を報告し、計画の見直しについて協議する。

個別支援内容(例)

- 日常生活支援住居施設においては、適切な支援を行う体制を確保した上で、個別支援計画に基づいて、入居者がその能力等に応じた自立した日常生活を営むことができるよう下表の専門的・個別支援を行うものと整理してはどうか。

| | | 本人(家族)代替機能・便宜の供与 | 専門的・個別支援機能 |
|-----------|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| | | ・無料低額宿泊所においても提供 ・費用は本人からの利用料により対応 | ・日常生活支援住居施設において提供 ・費用は委託事務費により対応 |
| 日常生活(家事等) | 食事 | 食事の提供 | 食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援 |
| | 洗濯 | 洗濯設備や洗剤の提供 | |
| | 掃除 | 共用部の清掃 | |
| | 日用品 | 共用備品・消耗品等の整備 | 家計管理等に課題がある者への相談支援等 |
| | 安否 | 安否確認、状況把握 | 外出等に課題がある者への外出支援等 |
| 健康 | 服薬 | | 服薬サポート |
| | 通院 | | 通院同行(病状・治療内容の理解等の支援) |
| 金銭 | 生活費 | (利用料の受領) | 金銭(自己)管理支援 |
| 社会生活等 | 相談支援等 | 日常生活上の軽微な相談 | ・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援 |
| | 調整 | (福祉事務所等への連絡) | 他の支援機関等との調整、利用手続き支援 |
| | コミュニケーション | | 交流支援、互助・役割づくり |

※ 無料低額宿泊所において、右欄の取り組みを行うことを妨げるものではないが、日常生活支援施設として委託費を受けるためには、アセスメントをふまえた計画策定と当該計画に基づいた支援の実施、適切な支援を行う体制の確保を求めるもの。

<参考> 居宅移行支援等の取り組み

- 日常生活支援住居施設の入居する者についても、居宅生活に移行できる者については居宅移行のための支援を行う必要がある。
 - ただし、下記の理由から、居宅移行支援業務を、日常生活支援住居施設が実施すべき業務として位置づける(委託対象とする)ことはせず、別途、現在予算要求している予算事業で対応することとする。
 - ・日常生活上支援の委託対象者は、居宅生活が困難な者で一定の支援が必要な者であり、居宅移行支援の対象となる者とは、対象者像が必ずしも一致しない。
 - ・居宅移行支援については、居住先の確保や退居後の生活のコーディネートとなり、日常生活上の支援とは内容が異なる
 - ・居宅移行支援は、日常生活支援住居施設からの退居を支援する取り組みであるため、施設よりも第三者的な団体に委託する方が効果的な場合がある。(施設を運営する事業者に委託することを否定するものではない)
- ※ 就労支援についても、生活保護の就労支援事業や、障害の就労支援事業等の活用を前提とし、日常生活支援住居施設が実施すべき業務としては位置づけない。

<予算要求の内容> 居宅生活移行総合支援事業(仮称)の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援 —

事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援(支援期間6か月～最長1年間)

○居宅移行に向けた相談支援

転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言

2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援

○安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等(支援期間:原則1年間)

巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等

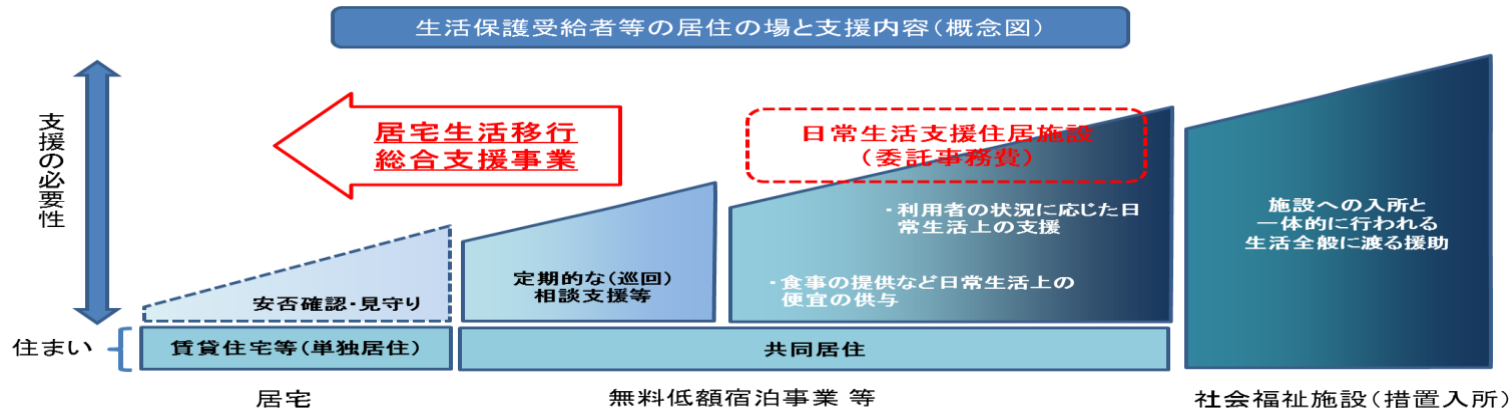
3. その他、居宅移行支援のための環境整備

○不動産事業者への働きかけ等

家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等

○関係機関との連携・体制構築

居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携



3. 日常生活支援住居施設の認定の要件

基本的考え方

- 日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、入居者に対する日常生活上の支援が適切に実施できる体制が整備されている必要がある。
- したがって、日常生活支援住居施設の要件については、下記の無料低額宿泊所より上乘せとなるソフト面に関して要件を定めることとしてはどうか。
 - ① 日常生活支援を適切に提供できる体制(人員基準)
 - ② 日常生活支援の提供内容

※ ハード面等その他の基準については、無料低額宿泊所としての最低基準が適用される。

人員配置基準の考え方

<人員配置基準>

- 日常生活支援住居施設の職員の業務としては、①業務全体の管理業務、②支援計画の策定や相談支援、関係機関との調整等の専門的支援業務、③計画に基づいた家事、服薬サポート、金銭管理等の直接支援業務に大別できるが、小規模な施設も多く、上記の①～③の業務を一体的に担うことが考えられることから、①～③の業務毎に別の人員の配置を求めることはせず、上記の業務全般を担当する職員について配置基準を設けることとしてはどうか。

※ 要介護者の入居を前提としていないことや、入居者のうち介護が必要な者がいた場合でも、介護等の業務については、外部サービスを利用することとするため、介護職員の配置は求めない。
- 施設によって定員が様々であることから、入居者数に応じて支援を行う職員が適切に配置されるよう、1施設に職員○人ではなく、入居者数△人に対して職員○人とした基準を定めることとしてはどうか。

※ 日常生活支援住居施設の中でも、より手厚い支援等を行う体制を整える事業者を評価するため、上記の職員配置基準よりも職員を配置している場合は、委託費の単価で段階(加算)等を設ける。

<職員の要件>

- 日常生活支援住居施設の職員については、個別支援計画の策定及びその計画に基づいた適切な支援を提供するため資格や業務経験など一定の要件を設けることとしてはどうか。

人員配置基準(案)

- 現在の無料低額宿泊所においては、定員が10名～15名程度の施設が最も多いこと、単純計算で1人あたり平日1日30分程度の勤務時間(※)を確保するために必要な人員配置とすることから、常勤換算方法で、入居者の数を15で除した数以上としてはどうか。

※ 職員の1週の勤務時間を40時間とした場合、15:1とすると、単純計算では1人あたり週160分(平日1日あたり32分)となる。勤務時間の半分は施設内共通業務とした場合、1人あたり週80分(平日1日あたり16分)となる。

- 職員のうち、1名以上(※)は支援業務の責任者として常勤職員をもってあてることとしてはどうか。(入居者30名(P)を超える場合は1名を追加する等、規模に応じた配置を求める。)
- また、無料低額宿泊所の施設長については、主にその業務を行う者として「専任」として規定しているが、日常生活支援住居施設の常勤職員については、原則として勤務時間中はその業務にあたる者として「専従」としてはどうか。

<定員規模別の施設数>

| 定員規模 | 施設数 | 割合 |
|--------|-----|--------|
| 10人以下 | 81 | 14.2% |
| 11-15人 | 88 | 15.4% |
| 16-20人 | 65 | 11.4% |
| 21-25人 | 46 | 8.1% |
| 26-30人 | 57 | 10.0% |
| 31-35人 | 35 | 6.1% |
| 36-40人 | 31 | 5.4% |
| 41-45人 | 19 | 3.3% |
| 46-50人 | 31 | 5.4% |
| 51人以上 | 117 | 20.5% |
| 合計 | 570 | 100.0% |

| 定員区分 | 施設数 |
|------|-----|
| 10人 | 12 |
| 11人 | 16 |
| 12人 | 25 |
| 13人 | 13 |
| 14人 | 13 |
| 15人 | 21 |
| 16人 | 17 |
| 17人 | 9 |
| 18人 | 11 |
| 19人 | 12 |
| 20人 | 16 |

※ 15:1以上とした場合、現行の無料低額宿泊所の定員数のうち要件を満たす施設の定員(委託費の対象となる)は、約3割(要件を満たす施設の数、約5割)

| (常勤換算) 職員1人あたり定員 | 定員数 | 割合 |
|---------------------|--------|--------|
| 5:1 以上 | 319 | 1.7% |
| 6:1 ~ 10:1 | 1,578 | 8.2% |
| 11:1 ~ 15:1 | 3,662 | 19.0% |
| 16:1 ~ 20:1 | 3,405 | 17.7% |
| 21:1 ~ 25:1 | 3,032 | 15.7% |
| 26:1 ~ 30:1 | 1,853 | 9.6% |
| 31:1 ~ 40:1 | 2,397 | 12.4% |
| 41:1 ~ 50:1 | 1,191 | 6.2% |
| 51:1以下 | 1,846 | 9.6% |
| 合計 | 19,283 | 100.0% |

28.8%

| (常勤換算) 職員1人あたり定員 | 施設数 | 割合 |
|---------------------|-----|--------|
| 5:1 以上 | 28 | 5.5% |
| 6:1 ~ 10:1 | 89 | 17.4% |
| 11:1 ~ 15:1 | 134 | 26.2% |
| 16:1 ~ 20:1 | 89 | 17.4% |
| 21:1 ~ 25:1 | 59 | 11.5% |
| 26:1 ~ 30:1 | 38 | 7.4% |
| 31:1 ~ 40:1 | 40 | 7.8% |
| 41:1 ~ 50:1 | 16 | 3.1% |
| 51:1以下 | 19 | 3.7% |
| 合計 | 512 | 100.0% |

49.0%

- 職員の資格要件について、他の社会福祉施設の相談員の資格要件等を参考に、
 - ①社会福祉主事任用資格を有する者
 - ②上記と同等以上の能力等があると認められる者
 として、②については、社会福祉事業や行政機関において相談支援業務の業務経験がある者等の要件を課すこととしてはどうか。
- 無料低額宿泊所の施設長の資格要件(社会福祉主事任用資格、業務経験2年以上、それらと同等以上の能力を有する者(施設長資格研修終了者))よりも経験等を求めることとし、業務経験を5年以上求めることとしてはどうか。(施行時点における人材確保に支障が生じないよう経過措置も検討)
- また、個別支援に係る知識や能力の習得のため、公的位置づけのある研修の実施について検討する必要があるのではないか。(研修制度が実施された以降に、研修の受講を要件とすることも検討)

<参考例>

| 施設等 | 職種 | 要件 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 救護施設等 | 生活指導員 | ・社会福祉主事任用資格 ・同等以上の能力のある者(*1) |
| 無料低額宿泊所 | 施設長 | ・社会福祉主事任用資格 ・業務経験2年以上 ・同等以上の能力のある者(*2) |
| 障害グループホーム | サービス管理責任者 | ・相談支援業務経験5年 ・主事等+直接支援業務5年 ・直接支援業務10年 など + 研修 |
| | 世話人 | ・特になし |
| (介護保険) 訪問介護事業所 | サービス提供責任者 | ・介護福祉士 ・実務者研修 |
| 介護老人福祉施設 通所介護等 | 生活相談員 | ・社会福祉主事任用資格 ・同等以上の能力のある者(*1) |
| 特定施設入居者生活介護 | 計画作成担当者 | ・介護支援専門員 |

- *1 社会福祉施設等に勤務したことがある者、国又は自治体で社会福祉に関する職務に携わったことがある者
- *2 施設長資格認定講習会修了者

支援内容に関する要件

- 前述の「日常生活支援住居施設の支援内容」のとおり、本人の生活課題に応じた支援が行われることを求める観点から、個別支援計画の策定に関する規定を設けることとしてはどうか。
- ※ 入居者それぞれの支援内容については、個々の状況に応じて提供されるものであるため、回数や頻度等の基準は設けないこととしてはどうか。

運営主体に関する要件等

- 無料低額宿泊所は実施主体の制限を設けていないが、日常生活支援住居施設は、公費を支払うものとしてより適切な運営を確保するため、事業を実施する事業者については法人格を有するものに限定する等の事業者としての要件を課してはどうか。

<事業者としての要件例>

→ 事業を運営する者が下記の事項に該当しないこと

- ①事業者が法人でないとき
- ②基準に従って適正な事業運営をすることができないと認められるとき
- ③申請者が禁固以上の刑に処せられているとき
- ④申請者がこの法律その他国民の保健医療・社会福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金以上の刑に処せられているとき
- ⑤社会保険各法、労働保険の保険料を滞納しているとき
- ⑥事業の認定を取り消され5年を経過しないとき(役員等にも該当)
- ⑦申請前5年以内に不正又は不当な行為をしたもの

- その他、各地域において想定される需要等に応じた支援体制を確保するため、認定に際しては各地域で想定される需要(委託見込み者数)などを踏まえて行うこととしてはどうか。

4. 日常生活支援住居施設に対する委託事務費

基本的考え方

- 日常生活支援住居施設への委託事務費は、被保護者の支援を委託した保護の実施機関が支払うこととなるため、委託事務費は被保護者一人あたりの単価を設定することとしてはどうか。
- 委託事務費の単価を算定する対象経費としては、日常生活支援の実施に必要な人件費及び活動費としてはどうか。(居室使用料、食費、光熱水費、施設の管理事務費、無料低額宿泊所における基本サービスの提供に要する費用については、引き続き利用料から賄うものとして、委託事務費の算定には用いない。)

○生活保護法 (市町村の支弁)

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(略)に関する次に掲げる費用

ハ 第三十条第一項ただし書きの規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養育を委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下、「委託事務費」という。)

委託事務費の単価設定の考え方

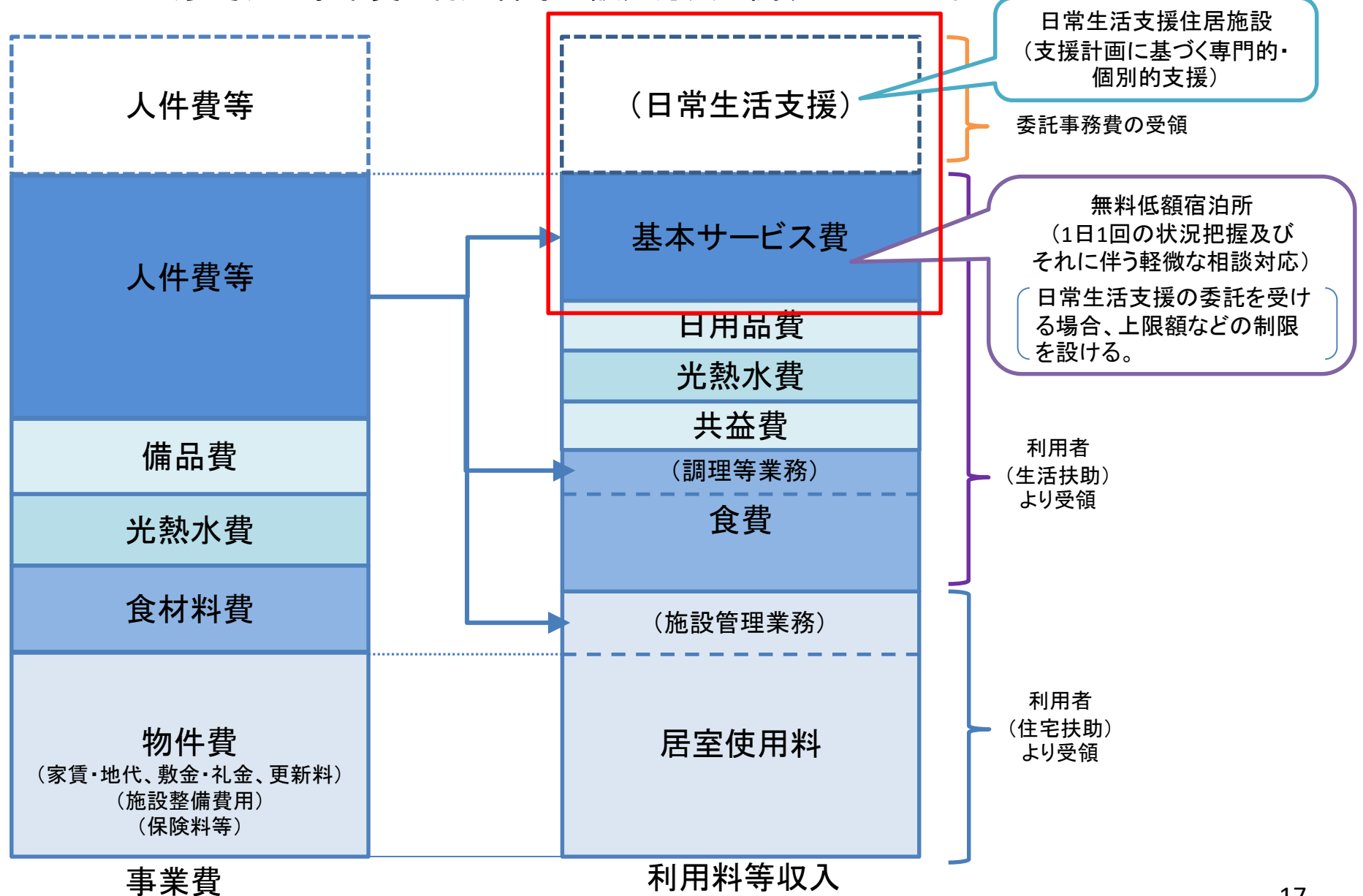
<委託事務費の単価設定>

- 委託事務費の単価について、要件基準どおり人員配置を行っている施設に算定される単価のほか、当該基準より一定以上の職員配置を行っている場合の単価等を段階的に設定してはどうか。
 - ※ 要介護高齢者、要支援の障害者、精神病院等からの退院患者、刑余者等を受け入れるものとして宿直体制をとっている場合の宿直体制加算等も検討。
- 地域毎の人件費の差を勘案して、公務員の地域手当の地域区分に応じた地域別単価を設定してはどうか。
- なお、日常生活支援住居施設においては、公費との重複等を防止する観点から、無料低額宿泊所として提供する基本サービス費に関して、利用者から受領できる費用について上限を設定することとしてはどうか。

<生活保護受給者以外の者にかかる委託事務費の対応>

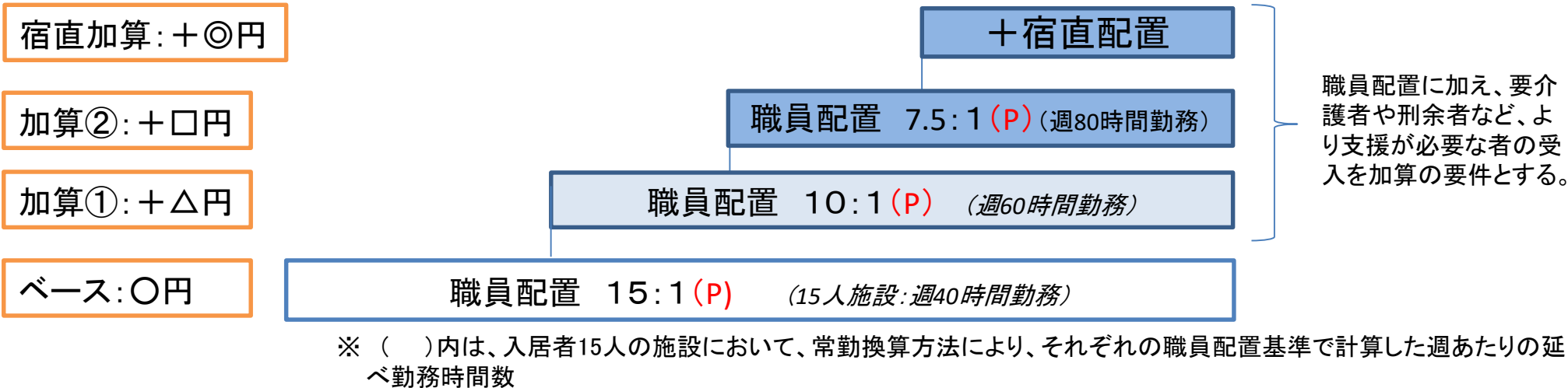
- 年金等の収入が最低生活費(生活扶助、住宅扶助等)を超えるため、生活保護受給者ではないが、収入のうち最低生活費を超える分で委託事務費相当額を賄えない者も、当面の間、生活保護受給者とみなして不足分を給付できるようにする(委託対象に含む)ことを検討。(保護施設と同様の取扱い)

(参考) 事業費と利用料等の設定方法に関するイメージ図



委託事務費の段階設定のイメージ(案)

- 日常生活支援住居施設の認定要件よりも、支援の必要性が比較的高い入居者を多く受け入れており、かつ手厚い人員配置を行っていると思われる事業者については、当該人員配置に係る経費を勘案して、委託事務費を加算することとしてはどうか。



地域別の単価設定のイメージ(案)

- 保護施設事務費や、介護報酬、障害者福祉サービス単価と同様、各地域の人件費水準の差に応じた地域別の単価を設定してはどうか。
- ※ 他のサービス等と同様に、公務員の地域手当における地域区分に準じて設定

障害者グループホームの報酬における地域区分単価の例

| 区分 | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| (地域手当) | (20%) | (16%) | (15%) | (12%) | (10%) | (6%) | (3%) | (0%) |
| 加算割合 | 16.0% | 12.8% | 12.0% | 9.6% | 8.0% | 4.8% | 2.4% | 0.0% |

日常生活支援の委託を受ける場合の基本サービス費の上限設定

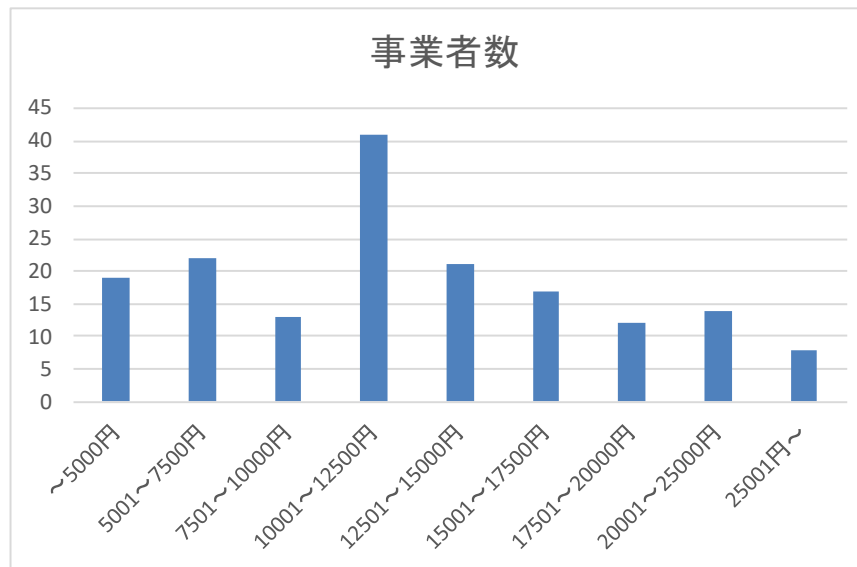
- 無料低額宿泊所においては、基本サービス費として状況把握等の実施に必要な人件費を利用料として受領してよいこととしている。
- 日常生活支援住居施設で提供する日常生活支援は、当該基本サービスに加えて専門的な支援を行うものであることから、日常生活支援住居施設においても、引き続き利用料として基本サービス費を受領することは可能である。
- ただし、状況把握等の基本サービスは、日常生活支援住居施設として提供する支援と一体的効率的に実施可能であることをふまえ、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受ける場合には、基本サービス費として受領可能な金額について上限額の目安を示すこととしてはどうか。

(参考)生活支援費の受領額の状況

| | |
|--------------------------|--------|
| 生活支援費受領額平均 (食費一括徴収除く) | 12,962 |
|--------------------------|--------|

| | 事業者数 |
|--------------|------|
| ～5000円 | 19 |
| 5001～7500円 | 22 |
| 7501～10000円 | 13 |
| 10001～12500円 | 41 |
| 12501～15000円 | 21 |
| 15001～17500円 | 17 |
| 17501～20000円 | 12 |
| 20001～25000円 | 14 |
| 25001円～ | 8 |

167



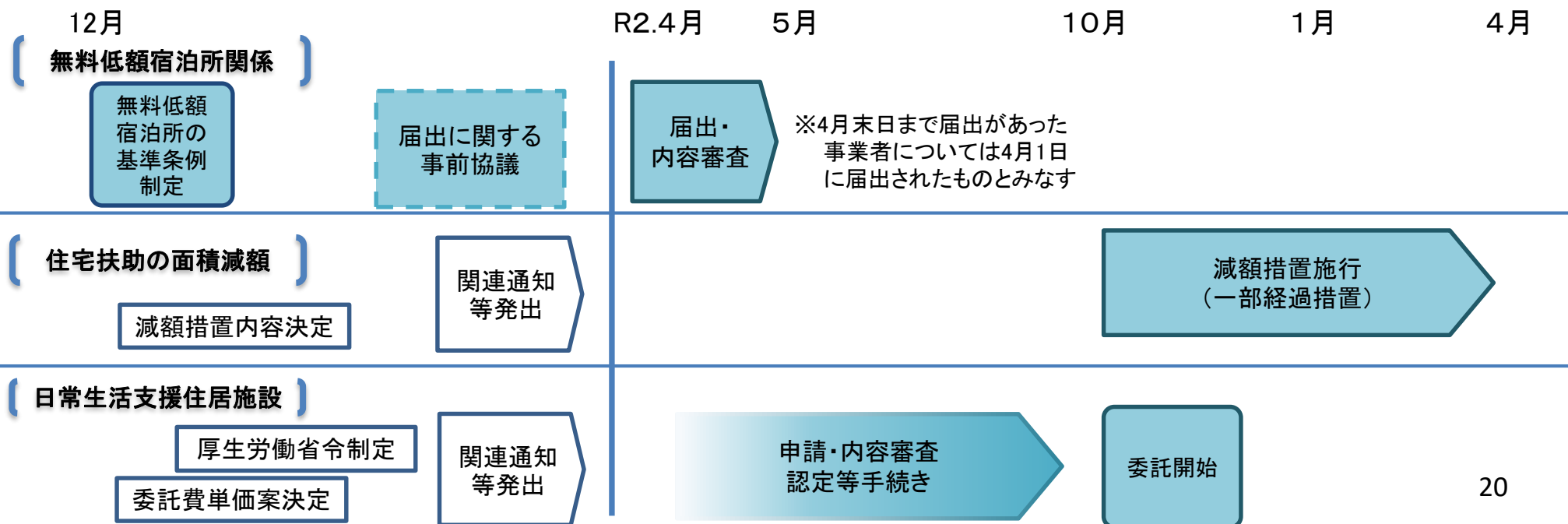
5. 制度の円滑な施行に向けた対応（施行スケジュール）

日常生活上の支援の委託スケジュール

- 改正社会福祉法及び改正生活保護法の施行はいずれも令和2年4月1日施行となっている。
- ただし、日常生活支援住居施設に対する日常生活上の委託については、一定の準備期間が必要であることから、各自治体において、令和2年4月以降に施設の認定に関する申請の受付を開始し、令和2年10月からの委託開始するよう事務等を進めるものとしてはどうか。

住宅扶助の面積減額の適用時期等

- 現在、居室の提供以外の支援を行っている無料低額宿泊所は、面積が狭隘でも、面積減額措置の適用が猶予されているが、日常生活上の支援の委託開始と時期を合わせて、原則どおり住宅扶助の面積減額を適用することとしてはどうか。
- また、現在は面積減額が適用されていないが、日常生活支援住居施設の認定を受けない施設についても、面積減額を適用する一方で、入居者の居所の確保等に支障が生じないように減額の適用時期を遅らせるなど、一定の経過措置を講じるものとしてはどうか。



6. 制度の施行状況等の検証等

日常生活支援住居施設の認定状況等の把握

- 制度施行後において、引き続き日常生活支援住居施設のあり方等の検証を行うため、日常生活支援住居施設の認定の状況及び日常生活上の支援の委託状況について、把握を行う。

日常生活支援住居施設の質の向上に向けた取り組み

- 日常生活支援住居施設における支援の質の向上を図る観点から、
 - ・個別支援計画の策定内容など個別支援のあり方
 - ・日常生活支援住居施設の職員の育成研修のあり方について、社会福祉推進事業による調査研究を行う方向で検討する。

日常生活支援住居施設の検証及び見直し

- 上記の制度の施行状況の把握結果や質の向上に向けた取り組み等を踏まえ、必要な運用の改善等は随時行うこととする。
- 制度的な見直しが必要な場合については、次期の生活保護制度の見直し(※)の一環として見直しを行うことを検討する。

※ 平成30年の改正法の附則

「政府は、この法律の施行(平成30年10月)後5年を目処として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」